

東京大会

御参加を
心からお待ちします



「税理士会の良心」として、全国各地でご奮闘いただいている会員諸兄が、一年間の成果をひっさげて一同に会し、研究発表をし、情報交換をし、そして、より一層の友情を深める為の各種行事を盛り込んだ定期代議員総会「81年東京大会」が目前に迫ってまいりました。

久しぶりに、首都東京で開催されるとあって、内外の関心も一段と高まってまいりました。

大会会場となるサンシャインシティは、国際性、文化性、商業性などすべての機能を備えた東京の新名所です。池袋の空にそびえ立つ超高層サンシャイン60から眺む夜の東京は、眠ることを忘れて躍動する巨大な生きものの様です。

このところ、すっかり定着した家族同伴の大会会場として、サンシャインシティは正にうってつけの場所であります。楽しいショッピング、眼下に広がる美しいパノラマを望みながらのおいしい料理など、日頃の良き理解者である奥様方を、必ずや別世界にお誘いいたします。又忙がしさにかまけてお子さん迷とのスキンシップに欠ける、不名誉も、サンシャインシティが、「おとぎの国」に案内し、すばらしい夏の思い出をつくってくださることでしょう。お父さんの株が上ること受け合いです。

「81年東京大会」を成功させるべく、東京青税会員一〇〇名の実行委員が、千葉青税、埼玉青税にも御協力をお願いしながら、最後の準備を進めております。会員諸兄と岡山大会で誓った一年ぶりの再会が、今から待ちどおしくてたまりません。

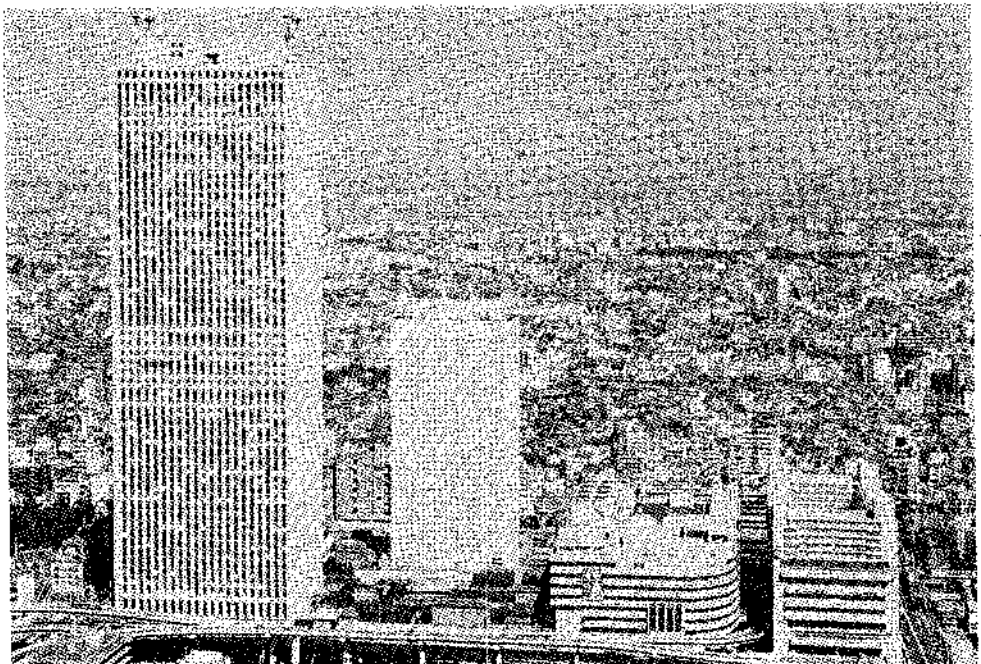
御参加を心からお待ちいたしております。

実行委員長 石 井 吉 夫

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-20-11
第1シルバークビル5F501号
電話 03(354)4162

会 長 人 健
行 辻 人
編 集 人
報 告 部 長 橋 則 雄
廣 報 部 長



大会会場

「サンシャインシティ」

全国青税東京大会要領

(1) 大会開催日 昭和56年7月24日(金)～7月26日(日)

(2) 大会会場及び宿泊場所 サンシャインシティプリンスホテル (32F 1200室)
東京都豊島区東池袋3-1-5 TEL 03 (988) 1111
※分科会会場及び前夜祭 サンシャイン60トリアノン (59F)

(3) 大会スケジュール

◎7月24日(金) ……業務改善研究発表・ゴルフ及び前夜祭

ゴルフコンペ開催地 東京駅近辺のゴルフ場

◇PM2:00～3:30 業務改善研究発表(東京青税研究部)

「合理的顧問報酬の決め方」・「業務に密着したマイコンの使い方」

◇PM6:00～8:00 前夜祭(サンシャイン60トリアノン)

◎7月25日(土) ……シンポジウム・総会・懇親大パーティ

尚、家族の皆様は観光ツアーを行ないます。

①AM9:00～PM1:00 分科会によるシンポジウム

テーマ「税理士制度の発展と税理士業務の繁栄のために」

①これからのコンピューターの活用方法(東京) ②役員報酬、賞与、退職金をめぐる諸問題(名古屋)
③医師税制(大阪) ④「和歌山青色取消訴訟」をめぐる諸問題(神奈川)

②PM1:30～5:30 総会(シンポジウムによる総括報告含)

③PM6:30～8:30 懇親大パーティ

●家族ツアーPM9:00～5:00

○チビッツツアー(豊島園遊園地)大人から幼児まで一日楽しめる 都区内最大の遊園地です。

7つのプール(流れるプール・波のプール・滝のプール他)を始め3本のコースター他大小の乗物多数

○レディスツアー(都内新名所)奥様、お嬢様方のため、都内新名所を一日散策していただく楽しいコースを予定しております。(中学生以上)

◎7月26日(日)

観光ツアー(都内観光)・ゴルフツアー(西武園ゴルフ AM9:00スタート・10組)

※解散は東京駅PM4:00頃の予定です。

(4) 大会参加費

●2泊3日コース(7月24日・25日の宿泊、前夜祭、シンポジウム・総会・懇親大パーティ・各種ツアーすべてを含む)

会員 36,000円 ご家族 大人(中学生以上) 34,000円 小学生 25,000円 未就学無料

●1泊2日コース(7月24日宿泊・前夜祭・シンポジウム・総会・懇親大パーティ含む。但しご家族の方は25日の家族ツアーが含まれます。)

会員 25,000円 ご家族 大人(中学生以上) 23,000円 小学生 15,000円 未就学無料

——お早めにお申込み下さい——

主張

商法衆院通過!

商法及び監査特別法改正案は、去る五月十五日衆議院本會議に於いて可決され参議院に送付された。我々税理士業界の反対運動にもかかわらず資本金五億円以上の盛は如何ともしがたかつた事は誠に痛恨の極みである。

更には運動の過程において日税連の内部に多少の足並の乱れがあったような話も聞かれるが、もしそうだとすれば残念な事である。

しかし、まだ終った訳ではない。第一段階の衆議院が通過した所であり、まだ参議院での審議が残っているのである。今こそ日税連を中心になが業界の全員が一致団結して最後まで粘り強く反対運動を展開して行かなければならない。前回の商法改正の時も参議院の審議に入ってから、青税を始め業界有志が商法改正反対国民會議を結成し、大きな成果を収めることが出来た経緯があり、今回も大いに教訓とする必要がある。

国会も十七日間の会期延長が決定したが、審議日数の関係で成立

するかどうかは微妙な段階であるともかく、中小企業に多大の影響を及ぼす商法改正に青税は最後の最後まで反対運動を展開しよう。

日税連の民主化を!

御承知の通り、本年は各単位税理士会及び日税連の役員選挙の年である。東京税理士会に於ては、現会長の波多野重雄氏が東京青税も参加した「税理士界を明るくする会」の推薦を受けて立候補し、

税理士会の理事等の役員に接触し青税の精神を理解して貰うべく努め、税理士制度の発展強化に尽す日税連会長を選出するべく積極的な活動を展開して行きたい。

各地の青税組織の充実強化を!

税理士法改正運動にエネルギーを費消しつくしたのか、終つてホッとしてしまったのか最近会合での盛り上がり欠ける場面が見受

商法改正問題を注視し

組織の充実強化を

見事四選を果たした。各単位税理士会においても大部分が選挙も終り役員も決定した時期である。

次はいよいよ日税連の会長選がやって来ます。

税理士法改正の時、今回の商法改正と何とんでも日税連の力は絶大であり、日税連を民主化させなければならぬ事は、いまさらいう迄もない事であろう。

過去数年間、青税は冬の如き時代を過ごして来た事を思い起こして、日税連の民主化をめざして立ちあがる時である。今から各単位

けられる。確かに何か大きな問題、追いつめられないと燃えない、というのが通常人間に内在するが、青年は常に前進の姿勢が望まれる。

前述のとおり、商法改正問題も大詰めに来て居り、又日税連の民主化の問題等重大な時期となつて来ている。税理士会の良心としてなくてはならない存在の青税であるとの気概で、各地の青税組織を充実強化し、更に組織拡大を図って行きたい。

去る四月、日本経済新聞に青税

を非難する記事が出たが、すぐさま抗議したところ、今後は充分に取材し、青税の見解等聞いた上で掲載する等の謝罪文を受取つた。

青税は、税理士制度の発展強化税制の研鑽、日常業務に役立つ研究等を行なう、若さと情熱にあふれた青年税理士の集まりである。

租税法法律主義のもとに、納税者の権利を擁護する使命を果たすべく種々の研鑽、活動を行なつていく組織でもある。勿論、楽しい親睦行事もある組織である。

会員諸兄におかれましては、これらの事を念頭に、若き未入会員に積極的にピアーアルをして頂き組織の充実、拡大そして活力ある魅力にあふれた青税組織とすべくご活躍をお願いしたい。

東京大会を盛大に!

東京大会実行委員会より御案内の通り、本年度の全青税第十四回定時代議員総会は、東京池袋のサンシャインシティで行なわれる事になって居り、実行委員会で着々

と準備を進めて居る所である。鹿児島、仙台、岡山とそれぞれに情緒にあふれた特色ある大会が続いた後の首都、東京での開催である。地方とは違った新鮮な趣きがあり、必ずや御満足頂けるものと確信する次第である。

尚、来年の全国大会は、去る四月の常務理事会で大阪合同青税の担当で行なう事と決定した。場所は神戸等候補地を選定中で近いうちに決定する運びである。

以上の通り、今年からは都市型とでもいふべき大会となって来ます。それだけに青税の組織をピアーアルするチャンスとなる訳であり、何といつても参加者数が問題となつて来ます。

青税の力を外部に示すべく、各地の会員諸兄におかれましては、自身が参加する事は勿論、友人等も誘つて頂き、大いに研鑽すると同時に楽しんで頂きたいと切望する次第です。

一年の活動の締めくくりであり、又新たな一年の出発ともなる、年に一度の東京大会に参加し若き日の情熱を発散させ、良い思い出の一頁を飾ろうではないか。青税の更なる発展をめざし、盛大に開催し、大成功させよう!

“大青税フェスティバル開催”

テーマ

明日への飛翔のために!!

青年税理士はいかにあるべきか

去る4月12日(日)、13日(月)、三重県鳥羽市の戸田家別館において、恒例(隔年開催)の大青税フェスティバルが開催された。



討論に先だち挨拶する吉田代表幹事

花曇りの下、今年の大青税のローガンである「同結せよ青税」にふさわしく百二十名を招ける会員が集い、若さと情熱あふれる討議が続けられた。引き続き4月総会が行なわれ、

次期の執行部のメンバーが選任された。

以下、当日行なわれた「パネルディスカッション」の模様を概要を報告することとする。

討論は司会者がいろいろな問題を提示し、パネラーがそれに対して意見を述べ、必要に応じて会場からの声を聞くという形式で進められた。

パネルディスカッション

青年税理士は

いかにあるべきか

司会 大青税も15年を経過し、

又昨年税理士法問題も我々の意に反する形で一応の決着を見た、というところで青税として大きな曲がり角にきているのではないか、又阻止活動を通じての一つの戦いの

後、次に何をなすべきか暗中模索の状態が続いているのではないかなあそういった中でこれからの青税の発展の為にどうしたらいいのか、ということを先ず議論して頂きたいと思えます。

A ここ数年、青税は制度問題を

を中心にして活動を行なってきたのでこの辺で親睦と研鑽に重きを置いて、その上で大青税の事業を進めるべきではないか。又対外的活動よりも会内の活動に重点を移すべきではないかと思っています。

B 元来青税は「我々は一人はつちじゃない」ということで団結してきたと思うのですが、先の税理士法問題で亀裂が生じてきた。これを解消する為には、親睦と研鑽に重点を移すのがベターかというところではないかと思うのです。

青税が税務行政から見ると、又納税者から見るとどうかということが

問題だと思えます。青税も従来の理論闘争ばかりじゃなく、実行を伴う戦略的集団を形成しなければならぬと考えています。

司会 Aさんの意見は青税の目的が制度面ばかりではないということ、この税理士法問題においては敗北感にひたる必要がない、又Bさんはもっと広く柔軟に取り組まなければいけないということですが……

C 先ほどから司会者が現在の青税は虚脱感にひたっているとか暗中模索の状態にあるとか、おっしゃっていますが、私はそうは思いません。税理士法も初めは1、2日もあれば成立すると言われていたのが非常に長い間かかった。又、国会議員との対話等、青税の今後の活動の為に大きな成果があったと思う。もとより敗北とは考えていない。これからのワンステップができたと思っています。

D 私もCさんと同意見ですがこれからの青税の活動のあり方を考える場合、単に内部だけの事じゃないに、税務行政の方向、国民から見た場合の税理士、というように時代の流れの中でとらえなければいけないと思います。それと法改正によって税理士を税務行政の中へとりこもうとする動きが強

くでくるので、そういう意味でも先ほどBさんが言われた柔軟的考え方を含む戦略的発想には反対です。

これからのきびしい税務行政に対抗するには青税としてはっきりした意見を打ち出すことが必要と思うのです。そのために制度問題が主たるものになってくるし、又そのための親睦も必要だと思えます。当面の目標としては、納税者とのつながりを強めることじゃないかと思っています。

司会 制度問題が中心か親睦が中心かという問題ですが……

E その前に現在の青税に三つの問題点があると思うのですが：先ず①青税とは何かということが一般の方から理解されにくい、又なじみがうすいこと。②勤務税理士の増加に対してPRが十分でないこと。③四〇歳定年制の問題(正会員と特別会員の比率が逆転しだしたこと)以上三つの問題点があると思えます。

司会 今後の青税のあり方についてもう少し……

F 青税は税理士制度と共に生まれ、共に終ると思っています。その中で制度問題はかりやっています。未端の会員まで組織の意思が行き届かず、先細りになるという意見

がありましたが、親睦はあくまで手段であって目的ではないと思えます。だから一般会員がついてきてやすい親睦と研鑽を行なってその中で制度問題に取り組むべきであると考えています。



熱心な議論が続くパネルディスカッション

G 青税がなぜ制度問題に取り組んだのかということについてはご承知の通り、三十九年の税理士法改正問題、国税通則法改正に対する批判、それから商法問題に対する反対運動という具合に、これらの問題を通じて深くかかわってきたと思います。青年は常に批判的精神をもち、何が真実なのかを見きわめ、常に何かを求めてチャレンジすべきだと思うのです。

司会 今OBのGさんより青年は期待されているという意味の声

があったのですが、会場でどなたか。

会場より 制度が親睦かということですが、私としてはどちらにウエイトを置くという問題ではないと考えます。いままで青税は理論集団として行動してきたが、これからは政策集団、あるいは実践集団としての働きを社会に示すべきではないか、そういう意味でもっと幅の広い性格を備える必要があると思います。

G 会場の方の意見に対してですが、私は理論も実践もどちらも中途半端だと思います。ですから青税というものは、昔新人に対して税理士として生きる為の最初の修練の場としてあったような利用の仕方をするべきではないんじゃないですか。

D 先程から言われている柔軟路線は現実的問題としてもそうすべきではないと思うし、そうすることによって力が衰退していくことになる。だから青税としては基本的主張を譲るわけにはいかないと思うことがハドメになると考えています。

B 柔軟路線の問題ですが、私は税理士制度の発展に伴って、手段を変化させる時期にきているのではないか、原則をつらぬけると

いうが現実的妥協が必要ではないかと言いたいです。そうして親会の中に入って改革すべきじゃないかと思えます。

司会 目的は一つで手段の問題ということですね。

C 今の意見ですけど青税としてはそのような妥協は考えられないですね。青税の考えが税理士制度にとって主流であるという認識を持つことが必要じゃないですか、主流にならねばならないと思いますね。

司会 では次に組織問題に入りたいと思います。

B 大阪の場合ですと地域活動委員会というのを作りまして、青税のワクをはずした結びつきにも力を入れています。又、組織部においては未組織会員を対象としたオリエンテーションを開いて効果をあげています。このように未入会者に対してのアプローチも必要じゃないでしょうか。

会場より 組織問題を考える場合、青税の組織がいかにあるべきかをもちと論議すべきだと思います。

基本原則を貫いてこそ青税であって、いざという時に役に立つ組織を考えて活動しなければと思います。

D これからは税務行政が従来よりシビアになってきます。つまり今までの指導行政から調査行政への転換がなされると思います。そういった場合、技術的なものから法的権利の見直しという具合に、基本的な主張を通す、税務行政に対してはつきりモノを言う必要があると思うのです。そういった事を見て新人が育つ、又そういった場合の対応の仕方を修練する場としての組織にしなければならぬと考えています。このような制度問題の主張を通じて本当の意味での組織の発展があるのではないのでしょうか。

G 税務行政の変化は確かにある。私としては二昔前の状態になるんじゃないかと思っています。だから逆に見れば青税の組織が発展するのではないかと思います。従来のイデオロギーの問題と云っていたのでは強くなれない。プロとして法的見方、考え方を身につける必要がある。青税は正攻法でゆくしかないし、又できないと思う。そこに組織拡大の可能性があるとあります。

司会 青税の目的は規約第二条「本会は会員相互の親睦と研さんを図りつつ、納税者の権利を護り租税制度の改善と税理士制度の発展をはかることを目的とする。」とあります。税理士法改正後、税理士会はタテ割りの組織になってしまいました。今こそ青税の果たすべき役割が大きいものとなってきます。これからの情熱を傾けて邁進しようではありませんか。

本日はどうもありがとうございました。

4月定期総会開催

パネルディスカッションの後引き続き4月総会が開催され次期役員が選任された。

昭和56年度
代表幹事 亀田誠二君!



紙面の都合上パネルディスカッションの模様的一部分しか、掲載できませんでしたが、又発言についても広報部の方で要約させて頂きましたことをお断わりし、お詫び致します。

大阪合同青年税理士連盟
広報部

商法「改正」の問題点と経過報告

商法改正対策委員会

税理士制度に多大な影響を与える

商法「改正」問題は、税理士業界の拳を上げての改悪反対運動の展開の結果、当初の改正草案の内容と比較すると、①中小会社の決算書等の登記所提出、②半期決算制度、③資本金一億円超の会社に対する任意監査制度、④会計監査人監査対象会社の範囲の拡大、などに対しそれらを阻止する一定の成果を得ることができた。

しかしながら、中小企業の立場国民的立場そして税理士制度に多大な影響をもたらす問題がなお残っていることも見逃してはならない。

商法「改正」作業の最近の動向とその問題点

①一月二十六日法制審議会は、企業の自主的監査機能の強化策として、商法ならびに監査特例法の改正法律案要綱を決定し法務大臣に答申した。

それを受け三月二十日閣議決定し、二十四日国会に上程され、四月十七日衆議院本会議で奥野法相より趣旨説明が行なわれ、同二十一

日より、同院法務委員会で審議に入り、数回の同委員会の審議さら

には五月六日同委員会での参考人からの意見聴取後、同委員会で採決し同院本会議で同月十五日可決され、参議院にその審議の場が移った。

②折りしも、わが業界は二年に一度の役員選挙にあたり充分な国会への働きかけができなかったことも残念であるが、前回の「改正」が参議院段階での強力な働きかけによることを考慮すれば、まだ遅くはないが、なお一層の業界上げの強力な働きかけが必要である

③また、一部マスコミが日税連において、あたかも今回国会に上程された改正案に同意しているのごとくの内容が報じられているが日税連は機関決定した監査対象会社の範囲「資本金十億円以上かつ負債総額三百億円以上」を変更していないのが事実である。

さらに五月六日のわが業界の代表からの意見陳述は、果してこれがわが業界の意見かどうか疑わざるをえないような表現になってい

ることも見逃してはならない。

④いま予想される「改正」の方向としては、「会計監査に關する基本問題を抜本的に検討する」(「日本税政連」第一四二号二頁)を附帯決議として「改正」案の内容の通りに成立するのではないかということである。

「会計監査に關する基本問題を抜本的に検討する」ことこそが、前回の「改正」の附帯決議の重要な内容であったことは衆知の通りであって、これらの作業をサポートし「改正」案を国会に上程した法務省の責任は重大であるといえる。

⑤国会の会期が十七日間延長されたいま、最悪の場合今国会での「改正」案成立の危険性も濃くなってきていることも事実である。

商法ならびに監査特例法の「改正」法律案の問題点

①中小企業に過重な負担をもたらす「改正」案
②三カ月ごとの中間報告制度
法律案は「取締役は三カ月に一回以上業務の執行の状況を取締役

会に報告することを要す」として、この規定は中小会社にも適用されることになる。

中小会社での経営は日常的にこれらのことはなされ、あえて義務規定化することは、それにより中小会社に過重な負担をもたらすことになる。

③自己株式を目的とする質受制度
法律案は、発行済の株式総数の二十分の一を超えない範囲内において自己株式を質受できることとしている。

中小企業は大会社との取引上しなればその大会社の株式を取得しなければならぬことがある。またそれを担保に融資を受けることもできるが、法律案のとおりになれば、大会社は債権保全の手段として自己株式の質受を用いることは明きらかであり、結果中小企業は有価証券担保による融資もとざされ、資金繰りの上でも圧迫されることも十分に考えられる。

④監査対象会社の範囲拡大
法律案は、1資本金五億円以上2負債総額二百億円以上のいずれかに該当する会社は、会計監査人による監査のみならず常勤監査役をおこななければならないとしている。

会計監査人の監査費用、常勤監査役の報酬を考えると、その費用負担は中小企業にとって過重なものとなることは明きらかであり、また会計監査人や常勤監査役の経営への口出しは、企業経営の活力を損うことも考えられる。

さらには、わが国経済のインフレの状況が、われわれの想像をはるかに上回ることを考えれば(一般会計当初歳出予算総額の推移(昭和三十年九千九百十五億円を一として昭和五十五年のそれは四十二兆五千八百八十八億円でなんと四十二倍強)なおさら資本金基準の引き下げさらには負債基準の導入は近い将来中小企業にとって過重な負担をもたらすことは明きらかである。

⑤株主五〇〇万人の権利をまっ殺す
株主は議決権、配当請求権、残余財産分配請求権が主要な権利として保証されているが、法律案は株の単位を五万円とし、さらに単位未満株主については、その権利を制限して議決権等を有しないものにしてしようとしている。

議決権は配当請求権等を行使するためにあるものであって、これを奪うことは株主総会の形骸化をより一層押し進めるものであり、

また大会社の非行防止に有効な國民的な監視を後退させるものである。

これはまた、個人株主の持株比率をますます引き下げることが考えられ、健全な証券市場の育成の観点からも問題といわなければならない。

③大会社の非行・不正経理をより一層増幅させる執行権限の拡大・強化とその責任回避
法律案は取締役会の執行権限を拡大・強化させようとしている。

決算承認権、競争禁止義務、重要な財産の処分及び譲受けなどが株主総会の承認手続さらには特別決議から取締役会の承認手続にしようとしている。

そしてまた營業の譲渡及び譲受け、重要な寄附・出資・貸借・保証・担保の供与及び債務の免除、などについては、これを代表取締役の権限とし一層の代表取締役の権限の集中化をはかっている。

その責任については、証取法が過失責任であるなどとして、ゆるいほうに幅寄せをしようとしている。

また、取締役会の議事録の閲覧にも「裁判所の許可」を要するなど、厳しい制限を加えようとしている。

④男めかけの会計士では不正経理の防止に役立たない
昭和四十九年に中小企業、さらには國民からの強い反対にもかかわらず誕生した「会計監査人」制度は、その後の大会社の不正経理が摘発できなかつたことで、その実効性、必要性に疑問がもたれ、

いまだ國民の信頼が得られる監査にはなっていない。
これは証取法のような事後チェックもなく、監査のやりっぱなしで、その監査内容に保証がないからであり、このような制度的欠陥を放置したままでの監査対象範囲の拡大は不正経理の防止に役立たないばかりでなく國民的立場からも有害といわなければならない

おわりに
今回の「改正」法律案は、その内容を検討すればするほど法改正の当初の趣旨からかけはなれるばかりで、「改正」とは名ばかりの改悪であり、とうてい納得できるものではない。

われわれ税理士は、中小企業のためそして國民のために筆会一致してこの改悪阻止のため立ち上げなければならない。

総務部報告

●理事会開催

先に報告したように一月十四日東京大会の開催場所である池袋サンシャインプリンスホテルにて、会場の見学と試食会を兼ねて次の議題で理事会が行われた。(出席者三四名 議長 渡辺副会長)

一、東京大会の件 二、東京大会シンポジウムの件 三、商法改正問題の件 四、その他として、各部・委員会・単位青税の報告

出席者全員が、又ここでの再会を誓って散会した。

●常務理事会開催

去る四月十八日横浜市の神奈川県立勤労会館に於て、常務理事会が行われた。(出席者十九名、議長 尾崎神奈川青税代表幹事)

先ず会長挨拶、四月七日の日報新聞に掲載された商法改正案に対する記事、「共産党の影響力が強い……」について、日本経済新聞社に抗議に行き、抗議文を手渡し先に全青税会員にハガキにて報告した内容の話があった。商法及び監査特例法改正案については衆議院に上されたままであったが、四月十七日より動きだしたの

で今後の動向に注視して行かなければならない。又現在各税理士会では会長等の選挙戦に入っているところがあり、我々青税の意見が通る候補者には協力して勝利を勝ちとろう、それに今年の東京大会を成功させるため皆様の特段のご協力をお願いすると挨拶があった。会長挨拶のあと議題に入った。

一、商法改正問題の件 斎藤商法対策委員長より商法「改正」案は、中小会社の決算書の登記所提出等は外れたが、税理士制度に多大な影響をもたらす問題がなお残っていること等、上記委員長の報告文のような経過報告があった。

二、東京大会の件 東京青税の石井実行委員長より、東京大会のスケジュール等についての報告があり、四月末日までに各単位青税より連絡委員を選任して頂き、事務局までその氏名の報告をしてもらいたい、動員数の目標については下表のような報告があつて出席者全員が努力することで了承した。

シンポジウムのテーマについてはメインテーマが「税理士制度と税理士業務の繁栄のために」と決定し、①これからのコンピュータの活用方法(東京)②役員報酬・賞与・退職金をめぐる諸問題(名古屋)③医師税制(大阪)④「和歌山青色取消訴訟」をめぐる諸問

題(神奈川)以上四つの分科会が行なわれることとなった。

三、会長等推薦審議委員会設置の件 川崎総務部長より五月末で役員が任期満了となりますので慣例により当委員会の設置についてご承認をお願いし、次のように委員が承認された。当委員会委員長に

荻野弘康君、又各単位青税連より代表者一名。

四、その他 会則等審議委員会より、連盟規約の第九条の後段中、委員長並びに青年税理士の各団体の代表を加入したい、又代議員選任規程の第二条の二項中總會終了の日から一カ月以内を、二カ月以内に改正したい旨の申出があり承認された。その後引続き各部、委員会・各単位青税より報告があり第二回の常務理事会は終了した。

東京大会(7/24・25・26)参加人員

日泊	170
2泊	100
3泊	110
4泊	40
5泊	20
6泊	15
7泊	15
8泊	15
9泊	15
10泊	15
11泊	15
12泊	15
13泊	15
14泊	15
15泊	15
16泊	15
17泊	15
18泊	15
19泊	15
20泊	15
21泊	15
22泊	15
23泊	15
24泊	15
25泊	15
26泊	15
27泊	15
28泊	15
29泊	15
30泊	15
31泊	15
32泊	15
33泊	15
34泊	15
35泊	15
36泊	15
37泊	15
38泊	15
39泊	15
40泊	15
41泊	15
42泊	15
43泊	15
44泊	15
45泊	15
46泊	15
47泊	15
48泊	15
49泊	15
50泊	15
51泊	15
52泊	15
53泊	15
54泊	15
55泊	15
56泊	15
57泊	15
58泊	15
59泊	15
60泊	15
61泊	15
62泊	15
63泊	15
64泊	15
65泊	15
66泊	15
67泊	15
68泊	15
69泊	15
70泊	15
71泊	15
72泊	15
73泊	15
74泊	15
75泊	15
76泊	15
77泊	15
78泊	15
79泊	15
80泊	15
81泊	15
82泊	15
83泊	15
84泊	15
85泊	15
86泊	15
87泊	15
88泊	15
89泊	15
90泊	15
91泊	15
92泊	15
93泊	15
94泊	15
95泊	15
96泊	15
97泊	15
98泊	15
99泊	15
100泊	15

東京大会(7/24・25・26)参加人員	170
日泊	100
2泊	110
3泊	40
4泊	20
5泊	15
6泊	15
7泊	15
8泊	15
9泊	15
10泊	15
11泊	15
12泊	15
13泊	15
14泊	15
15泊	15
16泊	15
17泊	15
18泊	15
19泊	15
20泊	15
21泊	15
22泊	15
23泊	15
24泊	15
25泊	15
26泊	15
27泊	15
28泊	15
29泊	15
30泊	15
31泊	15
32泊	15
33泊	15
34泊	15
35泊	15
36泊	15
37泊	15
38泊	15
39泊	15
40泊	15
41泊	15
42泊	15
43泊	15
44泊	15
45泊	15
46泊	15
47泊	15
48泊	15
49泊	15
50泊	15
51泊	15
52泊	15
53泊	15
54泊	15
55泊	15
56泊	15
57泊	15
58泊	15
59泊	15
60泊	15
61泊	15
62泊	15
63泊	15
64泊	15
65泊	15
66泊	15
67泊	15
68泊	15
69泊	15
70泊	15
71泊	15
72泊	15
73泊	15
74泊	15
75泊	15
76泊	15
77泊	15
78泊	15
79泊	15
80泊	15
81泊	15
82泊	15
83泊	15
84泊	15
85泊	15
86泊	15
87泊	15
88泊	15
89泊	15
90泊	15
91泊	15
92泊	15
93泊	15
94泊	15
95泊	15
96泊	15
97泊	15
98泊	15
99泊	15
100泊	15

京阪屋川島山台玉葉・岐阜手
古奈児
東大名神鹿岡仙崎千刈 個

新なる明日への飛躍をめざして！

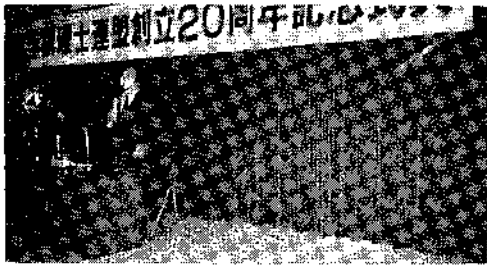
—東京青税二十周年記念式典盛大に挙げる—

昭和五十六年四月四日、東京青年税理士連盟（以下「東京青税」といふ）創立二十周年記念式典が東京税理士会館において、約二百五十名の熱気あふれる情熱のなか盛大に挙行された。

「東京青税」は、昭和三十七年三月、僅か二十四名の勇気ある青年税理士の行動により誕生した。当時の『設立趣旨書』によれば

「思えば、我々は酷暑炎熱の最悪の条件下で最難関の国家試験を突破して、希望と歓喜に胸ふくらませて税理士会の会員となった。しかし、そこでもたれる種々の余合は我々の意欲と期待を失望と孤独にかえるものでしかなかった。」
 「略」しかしながら、思いを将来にいたして静かに現状をふり返ると、この誘惑がどれだけ凡ての面で不利を齎ることになるかを考えなければならぬ。（略）我々は、生粋の税理士である。税理士であることに無上の誇りを持つものである。苦闘の末にかちとった大契

な資格である。だからこそ、税理士会が強力であることを切実に願うものである。今こそ我々は団結して、若いエネルギーと共に共通の問題の解決、相互の親睦、税法その他の研修と職域の積極的拡大をはかり共に相携えて、真に税理士たる「矜持」と「品位」と「信用」を確立し、もって東京税理士会をより一層もりたてよう！」と



記念講演

あり、広く青年税理士の団結を訴えた。

以来、税理士制度の発展強化を願ひ、常に良識と若き情熱をもって活動した「東京青税」は、制度研究、業務改善等数多くの輝しい実績を残し、今や二十八部会八百名余を擁する「税理士会の良心」に大きく育った。

記念すべき二十周年記念事業は渡辺新会長誕生の昨年六月総会終了後、直ちに実行委員会（委員長坂出純一）を設置し、企画準備に入った。

実行委員会では「若き情熱の灯を継承し、さらに燃え炎となれ、新なる明日への飛躍をめざして！」の統一テーマのもと、記念事業の大綱を発表し、全会あげての事業推進を訴えた。

発表された大綱の主なものを紹介すると次のとおりである。

- 記念青税家族大運動会
55・11・24 豊島園グラウンドに約四百五十名の家族、従業員参加

のもと楽しく行なわれた。

○記念ゴルフ大会

○記念研究論文募集

○記念誌出版（現在編集中心）

○記念特別基金

「東京青税」の健全な財政基盤の確立のため、一口五千円の特別積立基金を募集した。

このような記念事業の盛りあげの中、さらに組織を拡大強化し、税理士業界の先頭に立つて行動することを誓って『記念式典』が挙行された。

記念式典は、第一部から第四部まで延々八時間にわたって行なわれた。

第一部は、日頃の研究成果を発表する「業務改善研究発表」である。テーマは、①業務に密着したマイコンの使い方（発表、青税コンピュータークラブ）②合理的顧問報酬の決め方（発表、青税板橋部会）であり、業務に役立つ発表を中心に行なわれたため、出席者の好評を博した。第二部は記念論演「私の生きがい論」講師、徳州会病院理事長齋藤虎雄氏によって行なわれ、この頃大会場も満席となり、徳田氏の強烈な講演に酔いした。第三部記念式典では、永年会費納入者（創設来二十年間）への感謝状贈呈等心温たまるプロ



懇親会

グラムがあり、青税らしい式典挙行であった。第四部記念パーティでも二十周年を記念して、二十個の景品が当たる抽せん会等工夫をこらしたパーティの中、二十年間の思い出話に、あちらこちらの輪の中でなごやかな懇談が行なわれた。このように、盛会に終了した二十周年を契機に「東京青税」はいっそうの発展をめざし、国民のための税理士制度確立のため、新たな航海に出発した。

三十年、四十年そして永遠に、この輝しき「伝統」と「希望の灯」は、確実に次の若き時代へと引き継がれていくであろう。

（東京青税 広報部）